

道の駅絵本の里けんぶちテナント出店者募集要項

1 募集の趣旨

道の駅絵本の里けんぶちは、絵本の里にふさわしい食文化の提供や地場農産物の直売等及び地域情報の受発信等により消費者との交流を促進し、農業をはじめとする地域産業全体の活性化を目指し整備されました。

出店者においてもこの趣旨を鑑み、町内外の来場者のくつろぎの場の創出、また地元食材を活用した料理等を提供することによって地域産業の振興や剣淵町の魅力を発信する経営に努めていただきます。

2 施設の概要

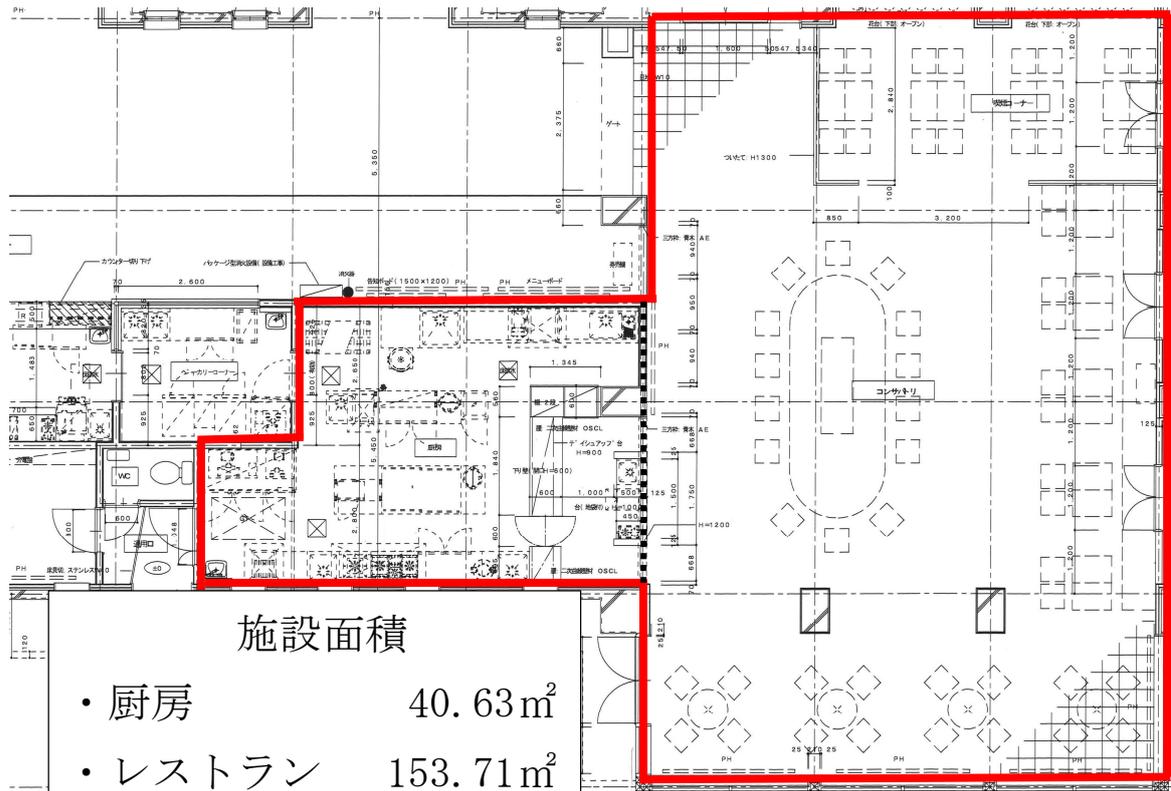
- (1)施設の所在 北海道上川郡剣淵町東町2420番地
- (2)施設構造 地上1階建
- (3)面積 824.15㎡
- (4)事業運営主体 株式会社レークサイド桜岡
- (5)開業 平成18年9月
- (6)営業日・時間 9時～17時(5月～9月) 9時～16時(10月～4月)
定休日：年末年始

※上記は令和6年10月現在の状況です。変更になる場合がございます。

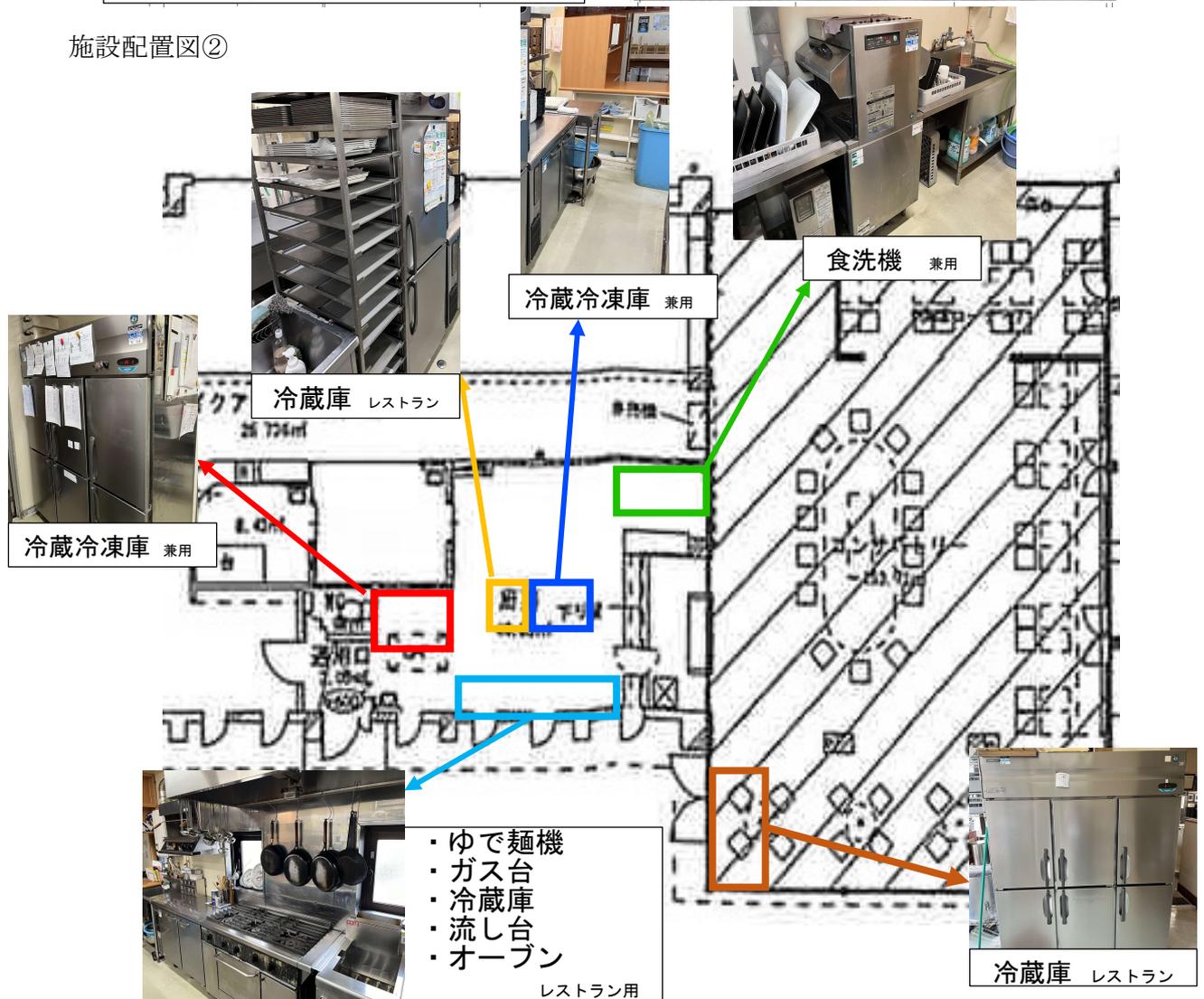
(7)位置図



(8) 施設配置図①



施設配置図②



3 出店者募集概要

- (1) 販売飲食物については、店内で飲食ができるもの及びテイクアウトができる、下記のコンセプトを考慮した出店・メニューを提供し、剣淵町のPRに繋がる営業を行っていただきます。
- ①食で剣淵町を発信する
絵本の里けんぶちの素晴らしさが伝わる商品を提供すること
 - ②観光・まちづくりを行う
剣淵町の入り口として立地している道の駅から剣淵町の魅力を発信すること
 - ③地元商品・食材を活用する
剣淵町で作られた商品や育てられた食材を使い、剣淵町の食の魅力を発信すること
- (2) 既存で設置されている厨房備品等については、使用していただいて構いません。その他消耗品や調理・販売に必要な設備(電話やインターネット)、保守・人件費等については、出店者で準備、負担していただきます。大幅に備品等を入替える場合は、事前に道の駅指定管理者と打ち合わせを行うこととします。
- (3) 厨房は道の駅側でも一部使用するため、食洗機や冷蔵・冷凍庫が兼用となります。
- (4) レストラン部分について、一部道の駅の休憩スペースとして使用します。清掃はそれぞれ使用する部分を担当することとします。
- (5) 販売には、道の駅にある券売機を使用していただきます。

4 応募者の参加資格

○応募者は、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 道の駅の整備目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 安定した経営能力、優良なサービスの提供ができること。
- (3) 公租公課を完納していること。
- (4) 本施設のテナントにおいて製造や販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- (5) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- (8) 暴力団体関係組織または、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

5 契約条件等

- (1) 契約の相手 株式会社レークサイド桜岡(道の駅指定管理者)
- (2) 契約形態 店舗賃貸借契約
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日 2年間 (予定)
※上記契約期間以降、経営状況や運営に支障等その他特別な事由のない限り、2年継続契約とします。
- (4) 使用設備面積 厨房:40.63㎡ レストラン:153.71㎡

(5) 月額賃料、光熱水費及びその他事項

① 月額賃料 10,000円(消費税別)

② 光熱水費 厨房及びレストランにかかる月々の光熱水費を道の駅と出店者で折半した額
※厨房及びレストランは道の駅でも使用するため、かかる費用を折半します。
※参考：令和5年度の光熱水費で計算すると、月額約102,000円(消費税込)。

③ 敷金月額賃料の3ヶ月分

本契約に基づく債務を担保するため、契約締結時に下記敷金を無利息の預かり金として徴収します。なお、この敷金は賃貸借契約解除時における原状回復費用等を除いた金額を原則的に返還するものとします。

④ 諸費用の負担

賃料及び光熱水費のほか、下記の費用をご負担していただきます。

ゴミ処理費／店舗の清掃、衛生に関する費用／通信費／修繕・点検・保守及び管理に要する費用（但し、共同で使用している設備については過失がない限り道の駅側で行います）／内装変更（あらかじめ図面を道の駅指定管理者に提示）／消火器の設置

⑤ その他共通事項

- ・ 出店者及びその従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きは全て行っていただきます。
- ・ テナントは契約者の直営とします。（賃借権等の第三者への譲渡は認めません。）
- ・ 本要綱を遵守できない者、または賃料等の滞納があった場合は道の駅指定管理者の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- ・ 厨房、レストラン、トイレや駐車場等共通使用施設の詳細については、契約後に道の駅指定管理者の指示のとおりとしていただきます。
- ・ 営業時間は、基本的に道の駅絵本の里けんぶちの営業に合わせていただきます。定休日については道の駅指定管理者と協議して決定していただきます。
- ・ 出店者の責に帰する事由により、建物やテナント内装及び備品等を汚損、破損した場合は出店者側の負担により原状に回復していただきます。
- ・ 出店するテナントの名称については、道の駅のイメージと適合する内容とし、必要に応じて道の駅指定管理者と協議することとします。看板等の設置については、出店者の負担とし、設置場所は道の駅指定管理者と協議し決めることとします。
- ・ その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、道の駅指定管理者及び出店者の協議により定めることとします。

6 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

(1) 応募書類

法人の場合：①誓約書(様式1) ②出店申込書(様式2) ③出店事業計画書(様式3)

④法人登記事項証明書 ⑤印鑑証明書 ⑥法人住民税および固定資産税の納税証明書

個人の場合：①誓約書(様式1) ②出店申込書(様式2) ③出店事業計画書(様式4)

④住民票 ⑤印鑑証明書 ⑥住民税及び固定資産税の納税証明書

※上記①～③の各応募書類については、道の駅絵本の里けんぶちホームページ及び剣淵町ホームページからダウンロードしてください。

※提出のあった書類の内容により、知り得た個人情報等は、本出店者(テナント)選定以外の目的には一切使用しません。

(2) 応募期間 令和6年11月5日～令和6年11月29日(金)
9時～16時(郵送の場合は当日消印有効)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒098-0341 北海道上川郡剣淵町東町2420番地

道の駅絵本の里けんぶち

電話 0165-34-3811 FAX 0165-34-3766

7 選定関係

(1) 選定方法

応募者から提出された書類による書類審査によって(必要に応じて面接審査を実施)、営業方針、店舗コンセプト、事業計画の実行性、採算性等を総合的に審査します。

(2) 選定結果

応募者に通知するとともに、選定された出店者を道の駅絵本の里けんぶちホームページ及び剣淵町ホームページにて公表いたします。

(3) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、出店者の選定を取り消します。

① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合

② 応募者の参加資格を満たさなくなった場合

③ その他出店者として不適格な事項が認められた場合

8 スケジュール(予定)について

- | | |
|----------------|-----------|
| ・ 11月5日～11月29日 | 応募期間 |
| ・ 12月上旬～12月下旬 | 出店者選考 |
| ・ 12月下旬 | 出店者決定 |
| ・ 1月上旬～3月末 | 出店準備・契約準備 |
| ・ 4月 | 営業開始 |